

社会比較にかかわる基本言語（家・親戚・同族）の位置づけの試み

——家族・親族の日韓比較のためのノート——

安 秉 坤

I. はじめに

ある社会の言語は、その社会文化の一側面であるといわれる。すなわち言語と社会文化の関係は、部分と全体の関係にある。たとえば韓国人であって、外国語として日本語を学習した筆者が一番気になった両国の言語体系の違いは、敬語である。日本では相対敬語体系（話し手と聞き手の関係によって話題の取り扱いが違ってくる。たとえば、「ちち」になったり「おとうさん」になったりする）になっており、他方韓国では絶対敬語体系（話し手と聞き手の関係にかかわらず、話題の取り扱いが同じである。たとえば、韓国語ではいつも「아버지」[abeoji] である）になっている¹⁾。これは各々の言語の背景にある社会文化が異なるためである。そのような差異が存在する理由は、しばしば指摘されるように、日韓両国の社会文化の基礎の一つになっている「儒教」の受け入れ方が異なったことにその原因の一つが求められるかも知れない。すなわち言語は、その背景にある社会文化の現われの一つであるため、言語を通してその言語の属している社会文化を考察するのも可能なのである。

本小論は上記のような基本的な視角から、日韓両国における家族・親族の構造的差異を探ってみるのが目的である。たとえば日韓両国は同じ漢字語である「家」と言う通社会文化的要素を持っている（表1参照）。しかし日韓両国とも漢字では同じであるが、内容はぴったりと同じではない。こ

のことを、朝日新聞と東亜日報主催の「二十一世紀の世界と韓日関係」といシンポジウム欄で、作家の陳舜臣が指摘している。すなわち「東アジアの基礎的体験とも言うべき原点を求めるためのキーワードに『家』がある。韓国、中国、日本とも漢字では同じ字だが、内容はぴったりと同じではない」と²⁾。なぜ同じではないかという、各々が持っている言語体系の中での家の意味領域が異なるため、ある一方の言語の意味領域で他方をストレートに解釈するには無理があるのである。したがって日韓両国の社会文化を厳密に比較するためには、まず通社会文化的要素である漢字語（家・親戚・同族）の中からその違いを洗いだし、理解するのが必要であると考ええる。ここで本小論では、以上のような立場に立って、日韓両国における通社会文化的要素である言語（家、親戚、同族）の意味領域を考察してみることにする。

（表1）

日本	通文化的要素	韓国
イエ	家	집안 [chiban]
シンセキ	親戚	친척 [chincheok]
ドウゾク	同族	동족 [dongjok]

II. 研究方法および研究目的

本小論では以下のような分析方法を援用しようと考えている。それは具体的には、ソシュールの言語記号論の援用（ここで言う“援用”とは“ヒントを得る”と言うことであって、すぐ後でみるようにソシュールの理論を忠実に適用しての説明

1) この点については筆者の修士論文「日韓両国における敬語体系の比較研究」（韓国外国語大学大学院、1980）に詳しい。

2) 陳舜臣、東洋文化の近代化と世代葛藤主題発表、「二十一世紀の世界と韓日関係」シンポジウム、朝日新聞・東亜日報共同主催、朝日新聞、1990年7月30日。

ではない)である³⁾。まずソシュールの言語記号論は、言語(記号)には示差的特性(記号は他の記号との差異によってのみ定義される)と恣意性(記号とその対象の意味との結びつきが恣意的である)という二つの性質があるとみなしている。すなわち、ある言語の意義や意味はすべての他の言語との関係の中でしか成立しないという考えである。それを言い換えれば、言語記号の意味(さらには意義、価値)は、各々の言語体系において、それぞれの言語記号がほかの言語記号との間に保つ関係の中から生じるものなのである。

ところで、ソシュールの言語記号論によれば、言語状態を作り上げているものの一つは、「連辞関係」と「連合関係」であると主張する⁴⁾。すなわち、連辞関係とは、ひとつの構文または成句を構成する複数の語彙が取る関係のことである。例えば、「これは本です」という構文があった場合、線上に連なっている〈これ〉〈は〉〈本〉〈です〉の四つの語彙の関係がここで言う連辞関係である(〈これ〉〈を〉〈山田〉〈です〉は連辞関係がない)。そして、この場合に、〈本〉と置換可能な(置換しても意味の成立する)〈つくえ〉〈えんぴつ〉〈ノート〉などの語彙相互の間の関係が連合関係である(〈本〉は〈先生〉や〈ここ〉などとは連合関係を成立させない)。この「連辞関係」と「連合関係」は本小論にとっては大切なので、ややていねいに説明しておく必要を感じる。ソシュールの連辞関係と連合関係についての日本語で書かれた分かりやすい説明としては丸山圭三郎の『ソシュールの思想』(岩波書店、1981)がある⁵⁾。そこでは丸山は次のような説明をしている。丸山の側にしたがってソシュールの考え方を紹介すると、次のとおりである。ある語が隣接したり配列されたりして他の語と接触する様式は二つあるとソシュールは考える。そしてこの様式をソシュールは「語同士の間の関係の二つの領域」とよんだ。この一つの関係が連辞関係で、他の関係が連合関係である。英語の「saw」を例にとろう。単独の「saw」は多様

な意味を持っているが、他の語と関係をもってはじめて「差異化され意味をもつ」。「I saw a boy」と表現した場合、「saw」が「I」に先立たれ「a boy」に後続していることから、「saw」が「see」過去形であることが分かり、ノコギリの意味を持たないことが理解される。ソシュールはこの「I saw a boy」にあたる話された(または書かれた文)時間的な線状の性質、すなわち〈I〉〈saw〉〈a〉〈boy〉という流れを連辞関係と名付けた。

それに対し、その表現として現われる資格をもちながら、たまたま話者が別の単語を選んだために、そのコンテクストから排除された単語がある。「I saw a boy」の「saw」の場合、「met」「hit」や「loved」がそうであり、この「saw」と使用されなかった「met」などの単語との関係をソシュールは連合関係と名付けた⁶⁾。

このようにソシュールは、言語主体の視点からの関係に注目して、これらの分析概念を形成した。このソシュールの考え方にヒントを得て、この二つの分析概念で、異なる社会文化の言語比較を試みようとした。すなわち、この分析概念を言語比較に応用したところに本小論の特色とアイディアがある。その結果として、厳密に言えば、言語比較に応用した時点で、ソシュールが本来意図したこれらの概念の強調点と若干異なったところに強調点が置かれるようになったであろうことは否めない。つまり、言語比較の場合、比較する二つ(複数)の文がともに意味が通じるかという“有意味性”に強調点が置かれることになる。その具体例は本文で示すとおりである。

さて、この小論において、同じ漢字語(通文化社会的要素)で表現される日韓両国の家族・親族にかかわる言語一家、親族、同族—を言語記号として捉えた場合、たとえば「イエ」と「집안[chiban]」が互いにストレートに解釈または翻訳できる場合の、これらの取り巻く他の言語との連辞関係と連合関係を探ってみようと思う。これによって、通社会文化的要素としての家、親戚、同

3) F. F. K. ケルナ 山中桂一訳、『ソシュールの言語論』、大修館書店、1982。

4) ソシュールはこの区分を〈文法的〉な、つまり〈共時論的〉な視点から見ている。そして、彼による文法の定義を見てみると、次のような説明がある。すなわち、文法的=意味的=ある記号体系の管轄に属する=事実上の共時体と言うことである。言うのは、連辞関係と連合関係が、文法的=意味的であることが前提になると言える。上同書、pp. 346-347。

5) 丸山圭三郎、ソシュールの思想、岩波書店、1981、pp. 98-104。

族の日韓両国における各々の言語体系の中での異なる意味領域があることが明らかになって来るだろう。そして、同時に、家、親戚、同族という言語の、日韓両国の各々の言語体系において成立した連辞関係と連合関係が他方の言語体系の中ではどうなるかということについての考察は、これからの家族・親族についての日韓比較研究をどんな側面からすすめていけばいいかということを考える場合の有効なヒントを与えてくれるだろう。

なおここで本小論の対象を限定しておきたい。以下で紹介する日本の〈家〉や韓国の〈家〉の定義は、研究者による〈家〉についての制度論的な定義に従っている。すなわち本小論は実証的な研究の前段階としての「研究史」を分析する一環として位置づけているからである。そのためここでみられる定義、日韓両国の著名な家族・親族研究者による伝統的な定義であって、現在の家族・親族の実態から抽出した定義ではない⁶⁾。その結果として、変遷する現在の〈家族〉を対象とした定義とはなっていない。あくまでも伝統的な文化枠内での分析にすぎない。

また本小論はいま言ったように家族・親族についての実証的な研究の準備として位置づけているのであって、言語社会学的な理論を深化させることはまったく意図されていないこともおことわりしておかなければならないだろう。

Ⅲ. 本論

3-1. 〈家〉、そして〈イエ〉と〈집안(chiban)〉

まず日韓両国における通社会文化的要素（言語記号）としての漢字の〈家〉のもつ意味領域、すなわち〈家〉の他の言語とのかかわりを調べてみた後、日韓両国における〈イエ〉と〈집안(chiban)〉の個別的意味領域を考察・整理することにする。

(1) 日本の〈家〉

まず日本の代表的な「家」研究者のひとりである中野卓は日本の〈家〉を次のようにまとめている⁷⁾。

家は家産に基づき家成員の労働を結集して家業を経営し、家系を営み、家事を運営し、その中で家の先祖を祀り、その冥護を得るとの信仰のもとに家業・家事に励み、家の通世代的な存続と発展を目的とし、家業と家事を不可分な形で継続的に遂行する経営団体である。

また岡田謙は、中根千枝（「家の構造分析」）の〈家〉についての定義を引用しながら次のように言っている⁸⁾。

『家』は『家族』のようにあらゆる社会に普遍的に見られる概念ではなく、日本社会において特殊な歴史的・経済的要素によって育成された制度である。特に農村における『家』の制度的な発達には近世の政治条件に密接な関係を持っている。」「基本的に、『家』は、家長及び彼の家族（そして奉公人をも含む）からなる居住・財産単位である。一旦設立された『家』はその『家』が成員の交替にかかわらず、永続制を前提とし、それ自体不分割の社会単位として地域社会に定着する。」（中略）「家」が出自（血縁）よりもむしろ居住あるいは経済的要素に重点をおいて形成されることに関連して、「社会組織において、居住の要素が比較的重要な機能を持つのは、単系血縁組織を持たない社会に共通してみられる現象である。単系血縁組織をもつ社会にあっては、出生による単系血縁成員権というものが、集団構成にとって第一義的な意味を持ってくる。」「このような社会に対して、その集団形成に血縁の有無ということがそれほどきびしく問題とされず、居住、あるいは経済的要素が重要な機能を持ちうる社会も少なくない。

6) ここで「著名な」という表現を用いたが、それは一応定評のある教科書的な、という意味である。しかし本小論での研究者の選択は任意性をとめないやすいし、なによりも実際は〈家〉の定義ひとつをとりあげても、研究者により、その定義にかなり変差があるのが事実である。本小論では分析の方法論を示すにとどまり、変差にまで足をふみいれていない。それは別の機会に考えたい。

7) 中野卓、「日本の家族」、原ひろ子編、『家族の文化誌』、弘文堂、1985、p. 284.

8) 岡田謙、「同族と家」、喜多野清一博士古稀記念論文編集委員会、『村落構造と親族組織』未来社、1973、pp. 139-140.

い。養子（婿養子）制を前提とする『家制度』を発展させた日本社会などまさしくその良い例である。『家』は、居住・財産の枠によって血縁者の権利・義務に限界を設定し、同時に非血縁者を包含しうる可能性を持つ基本的な社会集団である。」

このように、日本の〈家〉は一個の経営体であることが何よりも先に立つ概念である。その養子を取る場合も、親族以外のもの、またときには血縁関係のない非親族（奉公人など）をも〈家〉の成員として受け入れる場合がある。そしてその養子（奉公人）が分家されるばかりか、家族権をも相続する場合もありうる。また、この〈家〉の相続とか血縁関係については、次のように定義・表現しているのも見られる。

〈家〉は家長権（戸主）相続が第一義である。場合によっては長女相続とか末男相続もありうる⁹⁾。

〈家〉は世代を越えて存続するものであり、〈家〉における居住と経済の要素が血縁の要素より優先する¹⁰⁾。

(2) 韓国の〈家〉

一方、今までの韓国の〈家〉についての研究の中で、定評のある崔在錫の〈家〉についての説明を紹介しよう。そこでは、次のような意味領域を持って表現されている¹¹⁾。（筆者翻訳及び要約）

〈家〉は過去の始祖（元祖）から先祖を経て、未来の子孫につながっていくと意識する超時間的な観念的集団である。したがって現実の家族集団は先祖から受け継いだ今の状態をいかに存続・発展させ、子孫に引き受けさせるかというのが最大の関心事である。これは具体的には、祖先祭祀による先祖の精神の継承と居住、家財、土地などのいわゆる家産の維持・拡大と〈家〉を継承させられる家系継承者である男児の獲得の三つの側面で主に現われる。祖先崇拝によって祖孫一体という一体感に没入するようになり、家産の維持と拡大に

よって、家系存続の重大な任務を持つ現実の家族集団と未来の家系継承者のための生活保証を充足させるのである。また、このような〈家〉の存続と繁栄が家成員の絶対的な存在意識であるため、祖先祭祀と家産拡大に熱中しているのである。また相続については、〈家〉の相続は奉祀者の地位継承であるため、祭祀相続がもっとも基本的であり、戸主（家長権）相続と財産相続はこれに付随するものであった。従って分家の場合も、普通長男が〈家〉を継承し、次、三男などは父系親族集団の原則に基づいて機械的に分家して、別の〈家〉を創立することになる。そして養子を取る場合も、必ず血縁関係がある者（同姓）に限るし、同姓でもできるだけ近親を選ぶことになっている。

(3) 考察—〈イエ〉と〈집안[chiban]〉—

以上の結果をつうじて、日韓両国における〈家〉の意味領域がどのような差異を持っているかを、連辞関係と連合関係によって整理・考察してみよう。そうすると、次の二つの場合に分けられることがわかる。

ケース 1. 連辞関係=○、連合関係=○

A. 〈家^{イエ}〉は家系上の先人である先祖を祀る。（日本）

a. 〈家^{chiban}〉は祖先から子孫へつながっていく超時間的な集団である。（韓国）

ケース 2. 連辞関係=○、連合関係=×

B. 〈家^{イエ}〉は家長権相続が第一義である。（日本）

b. 〈家^{chiban}〉は祭祀相続がもっとも基本的である。（韓国）

C. 〈家^{イエ}〉は居住と経済の要素が血縁の要素より優先する。（日本）

c. 〈家^{chiban}〉は血縁関係がある者に限って養子を取る。（韓国）

まず、ABC と abc は、各々日本と韓国の〈家〉の意味領域を整理・考察してみたもので、それぞれは全部連辞関係を持っている。なぜなら、おなじ「家」という漢字をあてはめても、意味の通じる構文を形成しているからである（「学校は家系

9) 李光奎、『韓国家族の構造分析』、一志社、1984、p. 247.

10) 民族学研究所、『民族学事典』、東京堂、1985、p. 24.

11) 崔在錫、『改訂韓国家族研究』、一志社、1985、pp. 211-212、p. 217、pp. 527-531.

上の先人である先祖を祀る」という構文は連辞関係がない)。これは、〈家〉が日韓両国における通文化的要素であることを示している。言い換えれば日韓両国における〈家〉は、一部に共有する意味領域をもって存在しているのである。すなわちこれは〈家〉という通文化的概念を通じて、日韓社会の比較が可能であることを論理的に示している。

一方、連合関係を調べてみると、上記のケース1のAとaの関係と、ケース2のBとbおよびCとcの関係が同じでないことがわかる。すなわちケース1では、Aの〈家〉とaの〈家〉の持っている意味領域が同じであって、一方の意味領域を持って他方をストレートに解釈(翻訳)することが出来る。すなわちAの〈家〉とaの〈家〉とは互いに置換可能である。そのため、連合関係にあるということが出来る。だが、BとbおよびCとcのケース2では、それぞれの〈家〉(すなわち、〈イエ〉と〈집안[chiban]〉)が別の意味を持っているために、一方の意味領域を持って他方をストレートに解釈(翻訳)することが出来ない。ために、BC(日本)の〈家〉bc(韓国)の〈家〉とは互いに置換不可能になる。したがってこの場合は、BCの〈家〉とbcの〈家〉とは連合関係になっているといえないのである。

以上のことをもう少し深く考えてみると、BCの〈家〉(すなわち、〈イエ〉)とbcの〈家〉(すなわち、〈집안[chiban]〉)とが連合関係になっていないのは、それぞれの意味領域における〈家長権相統〉〈居住と経済の要素〉と〈祭祀相統〉〈血縁関係〉にその根本的な原因がある。すなわちBC(日本)の〈家長権相統〉〈居住と経済の要素〉という意味領域は日本の〈家〉が「経営体」であることを、bc(韓国)の〈祭祀相統〉〈血縁関係〉という意味領域は韓国の〈家〉が「血縁体」であることを示しているのである。

3-2. 〈親族〉、そして〈シンセキ〉と〈친척[chincheok]〉

日韓両国における〈親戚〉や〈同族〉などのような、いわゆる「親族組織」を調べてみるために

は、まずこれらがどんな構造的特質をもっているかを理解する必要がある。そのために親族についての一般的な研究史に従い、キンドレット(kindred)と出自(descent)の区別をここでは援用しよう¹²⁾。ここでいうキンドレット(kindred)とは、ある個人(自己)を焦点にして成り立つ親族組織のことである。具体的は、父方・母方の関係を双方的(bilateral)にたどる場合が圧倒的に多い。そして個人、世代ごとに範囲がずれつつ重なり合うために、永続的な集団とはなりえないことが大きな特徴である。一方、親子関係の連鎖を通して個人を特定の祖先に結び付ける紐帯を出自(descent)、そして共通の祖先を焦点にして形成される親族の集団を出自集団(descendant group)とここでは定義しておこう。

(1) 日本の〈親戚〉

日本の〈親戚〉の定義についての中野卓の定義が一般的に受け入れられているものの一つだろう。中野はいう¹³⁾。

私は術語上、親類を、①同族諸家の関係—相互に家の創立の由来と現在各家の存立する宗教的・政治的・経済的な庇護・依存の根拠の所在による関係—のうちで、特に自家の家長の家族の成員たちと、相手の家の家長の家族の成員たちとの間に、互いに親族関係の重複している家々の関係だけをさす親族的同族関係、および、②同族関係がなく、ただ家々間の縁組関係、つまり婚姻や、親族としての養取という諸個人単位間の親族関係を媒介としてのみ成立し、それゆえ、入家した側の当時者の一方の死や離婚に伴い、まもなく消滅するために、新陳代謝の早い家々の関係の、特定の家を中心とするネットワーク、この①・②両者を含む全体を指すものと規定するのである。(中略)親類は、このような婚入・婚出および養取・養出を意味する縁組関係だけでなく前記のような、同族関係の家々のうち、家長の家族相互に親族リンクをも重複して持つ家々(本家とその親族分家)の間の同族関係だけは、それに加えて、両者ともにそれらの間で相互に親類を構成する家々

12) 笠原正治、「家族と親族」、合田清編、『現代社会人類学』、弘文堂入門双書、1987、pp. 80—82。

13) 中野卓、上同書、p. 272。

と見做しており、それに伴う相互行為がなされてもいる点を捕えて、日常生活の用語として呼ばれている言葉「親類」を、術語でも、昇華した意味で「親類」なる概念への再構成するのがよいと、私は考えたのである。

すなわち、中野は、〈親類〉関係を個人を媒介にした特定の家を中心とするネットワーク (kindred) であると考えている。

ところで、光吉利之は、これについて次のように言っている¹⁴⁾。

自己中心的体系である親類関係は、出自集団の持つ団体的性格を欠如している。なぜなら、その範囲は、自己を中心として個人ないし世帯ごとに異なる親類圏をえがき、自己の未婚の兄弟姉妹のそれと一致する場合をのぞいて、その成員と境界は、それぞれ若干のずれを示すとともに、通婚そのほかの契機によって新しい成員を加えてその範囲を拡大する一方、個人の死亡と共にその関係は漸次消滅する。また、その親族的地位は世代の経過に応じて不安定であり、相互に期待される親族的役割は流動的である。親類関係の構造的特質をこのように理解すれば、それは基本的には、核的個人にたいして双系ないし多系的にそれぞれ関係度を異にして関係し合う親族のネットワークであると規定することができる。

上記のように、光吉は、〈親戚〉関係が自己中心的体系 (kindred) であることをもっとはっきり表明している。

そして、光吉は日本の〈親戚〉の機能について触れながら、「親類関係の主要な活動領域として相互援助、社交、サービス交換の三つをあげて、その中で日常的な相互援助が主要な機能を占める」と指摘する¹⁵⁾。

(2) 韓国の〈親戚〉

韓国の先行研究の中で親戚と同じ意味で解釈し

ている親族に限って調べて、韓国の〈親戚〉についての考察を進めていくことにしよう。

まず韓国の新民法では親族の範囲を次のように規定している。(筆者翻訳)

- ①8 寸以内の父系血族
- ②4 寸以内の母系血族
- ③夫の 8 寸以内の父系血族
- ④夫の 4 寸以内の母系血族
- ⑤妻の父母
- ⑥配偶者

この新民法での親族の範囲についての規定を崔在錫は、習慣法でのそれとはほとんど違いがないとみなしている¹⁶⁾。ところで、ここに示されているように、ふつう親戚を配偶者、血族、姻戚に分けてみた場合、韓国の姻戚の中には娘を媒介にした親戚がないということになる。

また崔在錫は、韓国の親族 (〈親戚〉) について次のように言っている¹⁷⁾。(筆者翻訳及び要約)

韓国の親族が特定の個人を中心に構成されていても、または家を単位にした一定範囲内の人であっても、この親族が婚姻と血縁によって成立するし、またこの親族が彼の職能を十分に発揮しようとすれば、少なくとも家を単位にしなければならないことだけはほぼ間違いない。我々はこれから、互いに親和の感情と尊重の意識をもって、互いに接近して生活の関連をもっている一定範囲内の近親者を親族とみなして、この親族の範囲を規定してみようとする。(中略) 婚姻と血縁によって結ばれた人々の間には一般的には血縁関係、すなわち血縁関係の遠近によって親和の感情と尊重の意識に差異を生じさせる。したがって 6 寸は 8 寸より、4 寸は 6 寸よりもっと親密感を持つ。このように血縁関係の距離によって親疎の差異が生じ、血縁関係が離れていくにつれて親和感は段々薄くなって、結局は全く親和感が消滅する場合もある。これによって婚姻と血縁を媒介にする人の

14) 光吉利之、「同族組織と親類関係」、『社会学評論』65号、1964、p. 55.

15) 光吉利之、「親族の構造と機能」、『講座家族』6、弘文堂、1974、pp. 245-247.

16) 崔在錫、上同書、p. 483、再利用。

17) 崔在錫、上同書、pp. 466-467.

中でも一定範囲内の人はもっと親和尊重の意識が強く、一定範囲外の人は前の人に比べてこのような意識がずっと薄いというのは簡単に想像できる。この場合、前の人を近親者と呼んで、後の人を遠親者と呼ぶ。そして我々は、この近親者を親族の概念に見なそうとする。(中略)血縁と婚姻によって結ばれている親族の中でも、一般的に血縁関係の遠近によって親和尊重の意識面ばかりでなく、日常生活の協同面でも差が生じる。

また李光奎は室内(〈親戚〉)について次のように言っている¹⁸⁾。(筆者翻訳)

室内(〈親戚〉)は何よりも協同の祖先(descent—筆者注)に対する祭祀のための集団であり、祭祀集団としての機能がもっとも重要である。

(3) 考察—〈シンセキ〉と〈친척[chincheok]〉—

以上の日韓両国における〈親戚〉の意味領域がどのような差異を持っているかを、〈家〉の場合と同様に連辞関係と連合関係を通じて整理・考察してみよう。そうすると、次のようであることがわかる。

- A. 〈親戚^{シンセキ}〉は核的個人にたいして双系ないし多系的に関係し合う親族のネットワーク(kindred)によって成立する。(日本)
- a. 〈親戚^{chincheok}〉は親族(父党)、母党、妻党の一族二党組織(descent、kindredの要素をともに持つ)によって成立する。(韓国)
- B. 〈親戚^{シンセキ}〉は相互援助、社交、サービスの三つの主要な活動領域があり、日常的な相互援助が親類の機能の主要な部分を占める。(日本)
- b. 〈親戚^{chincheok}〉は共同の祖先に対する祭祀のための集団(descent)であり、祭祀集団としての機能がもっとも重要である。(韓国)

すなわち、上記のAB(日本)とab(韓国)は、それぞれ全部連辞関係をもっている。これは、〈親戚〉が日韓両国における通文化的要素であることを示している。言い換えれば日韓両国における

〈親戚〉は、一部共有する意味領域をもって存在していると言えるのである。

連合関係を調べてみよう。Aとaは、血縁と婚姻という伝統的な理解に従えば、連合関係が成立する。しかしカッコに示したように、descentとkindredという、さらに詳細な特徴を表す概念で解釈しなおせば、連合関係が成立しない。このように微妙な位置にある。

もう一方のBとbは明らかに意味が異なり、互いに置換不能である。すなわち、B(日本)の〈相互援助が親類の機能の主要な部分〉とb(韓国)の〈祭祀集団としての機能がもっとも重要〉とでは意味領域の差が大きく異なる。それは日韓両国における〈親戚〉がその機能の面では異なる点があることを示している。

3-3. 〈同族〉、そして〈ドウゾク〉と〈동족[dongjok]〉

ここでも〈同族〉の持つ意味領域、すなわち〈同族〉の他の言語とのかかわりを調べてみた後、日韓両国における〈ドウゾク〉と〈동족[dongjok]〉の個別的意味領域を考察・整理することにする。

(1) 日本の〈同族〉

まず鳥越皓之は日本の〈同族〉について、次のように規定している¹⁹⁾。

同族団は、家がそうであるように、一個の経営体(一定の目的を継続的に遂行している組織体)である。そこで最初に、同族団を経営的側面からとらえておこう。同族団が成立・維持できるのは、農家を例にとれば、ふつう本家が安定した農業経営を行っており、分家が本家の農業経営に依存するという形態を取った場合である。安定した農業形態には、一定程度の土地の集積を前提とする。その結果、典型的には本家とは本家地主であり、分家とは分家小作(小作人、あるいは分家分与された土地をもってはいるがそれだけでは十分に自立できず、労働力を本家に提供している所謂小自作、自小作)ということになる。(中略)ところで、同族団の本来のありようは、本家の経営

18) 李光奎、『韓国の家族と宗族』、民音社、1990、p. 186.

19) 鳥越皓之、『家と村の社会学』、世界思想社、1987、pp. 52-53.

の発展に合わせて、本家と同族的系譜にある家をおなじ村落の中に分家させ、本家経営の中にこれらの家を包摂させていくところにある。ということは、分家の創設は本家経営に大きく依存することを意味する。即ち、次、三男がいたら、つまり嫡系（ふつう長男）以外のものがいたら、機械的に分家ができるのではなくて、あくまでも、本家の経営の発展に合わせて分家が創設されるということである。それは同族団そのものが一個の経営体であり、ために経営の原則にもとづいて分家が創設されるからである。父系親族組織の原則に基づいて機械的に分家が創設されるわけではない。現在では次、三男はじぶんが育った家とは別の家を作り、時にそれを分家と呼ぶ場合もみられるが、それとここでいう分家とは全く異なっているのでは注意をする必要がある。同族団における分家は本家の経営に参加するが、現在ではたとえ分家とよんでも、その当主はサラリーマンになったりして、本家の経営の中に入らないので、ここでいう分家ではない。

また、鳥越は、有賀喜佐衛門の同族についての説明を分析して、次のように言っている²⁰⁾。

この有賀の言っているのは、同族の存在理由である。有賀は日常の協同の必要性があってはじめて、系譜関係によって家々が連合した同族団が存在しうると考えた。逆にいえば、生活の共同の必要性がなくなれば、同族団は存在しなくなると言っている。

(2) 韓国の〈同族〉

崔在錫の韓国の〈同族〉についての研究の中で必要な部分だけを取って整理してみると、次のようである²¹⁾。(筆者翻訳及び要約)

ここでいう同族集団とは父系親族集団であり、形式的には同祖意識を持っている同姓同本の男系親族をさすものとして使用しようとする。(中略) 同族のもっとも大きい機能の一つは祭祀の共同にある。言い換えれば、同族は共同の祖先に対する

祭祀をその中心的結合契機として結ばれた集団と言えると思う。(中略) 一言で言って、同族集団の生活集団としての機能は、祭祀集団としての機能に比べてたいへん薄かったというしかないだろう。調査によれば、同族の生活の共同とか扶助の面はあまり現われなかったのである。(中略) 農業生産のための同族間の共同作業の組織はほとんどみつからなかった。同族員だけの「^{トウゾク}두레」は存在しなかったし、同族だけの「^{フマシ}품앗이」も存在しなかった。同族間の「^{フマシ}품앗이」がある場合もあったが、これは同族でない異姓間にも可能であったのである。

(3) 考察—〈ドウゾク〉と〈동족[dongjok]〉—

日韓両国における〈同族〉の意味領域がどのような差異を持っているかを、連辞関係と連合関係を通じて整理・考察してみると、次のようであることがわかる。

- A. 〈^{ドウゾク}同族(団)〉は経営の原則によって分家が創設される一個の経営体である。(日本)
- a. 〈^{dongjok}同族(集団)〉は同祖意識を持っている同姓同本の男系親族(父系親族集団)(descent)をさすものである。(韓国)
- B. 〈^{ドウゾク}同族(団)〉は生活の共同の必要性がなくなれば存在しなくなる。(日本)
- b. 〈^{dongjok}同族〉は共同の祖先に対する祭祀がもっとも大きい機能の一つである。(韓国)

上記の AB と ab は、各々日本と韓国の〈同族〉の意味領域を整理・考察してみたもので、これら〈同族〉を主語とする4つの文は全部連辞関係を持っている。これは、家や親戚がそうであったように、〈同族〉が日韓両国における通文化的要素であることを示している。言い換えれば、日韓両国における〈同族〉は、一部共有する意味領域をもって存在していると言えるのである。

一方、連合関係を調べてみると、それぞれの

20) 鳥越皓之、上同書、p. 59.

21) 崔在錫、『韓国農村社会研究』、一志社、1985、p. 196、pp. 257-258、p. 267.

〈同族〉(すなわち、〈ドウゾク〉と〈동족〔dongjok〕〉)が別の意味領域を持っているために、一方の意味を持って他方をストレートに解釈(翻訳)することが出来ないの、ABの〈同族〉とabの〈同族〉とは互いに置換不可能である。したがってこの場合は、AB(日本)の〈同族〉とab(韓国)の〈同族〉とは連合関係になっていないことがわかる。

AB(日本)の〈同族〉(すなわち、〈ドウゾク〉)とab(韓国)の〈同族〉(すなわち、〈동족〔dongjok〕〉)とが連合関係になっていないのは、それぞれの意味領域における〈経営体〉〈生活の共同の必要性〉と〈同姓同本の男系親族〉〈共同の祖先に対する祭祀〉にその根本的な原因がある。すなわちAB(日本)の〈経営体〉〈生活の共同の必要性〉という意味領域は日本の〈同族〉が「経営体」であることを、ab(韓国)の〈同姓同本の男系親族〉〈共同の祖先に対する祭祀〉という意味領域は韓国の〈同族〉が「血縁体」であることを示しているのである。

IV. まとめ

日韓両社会の比較分析のための基本言語として、社会学において研究蓄積のある〈家〉〈親戚〉〈同族〉という三つの言語をとりあげ、社会言語学の方法を援用して分析を行なった。「はじめに」で述べたことだが、言語学的な位置づけが必要であると痛感したのは、同じ漢字文化圏であるため、ある漢字がしばしば同じ意味を持つと受け取られ、安易な比較が行なわれている場合があるからである。ある一つの基礎的な言語(たとえば「家」)にたいする意味の差異を十分に吟味しないで、例えば日韓両国の親族組織論について厳密な論理を築き上げても、それは砂上の楼閣となってしまう危険性がある。

本小論の分析の結果、〈家〉〈親戚〉〈同族〉は日韓両国においてそれぞれ連辞関係があることが証明された²²⁾。このことは、これらの言語が日韓両国において「同じ土俵にある」と言うことで、比

較が可能であるという事実を示している。これは経験的な予測と結論が同じであるが、論理的に可能であると示されたことが大きい。

ついで連合関係をみると、〈家〉はケース1では連合関係があり、ケース2では連合関係がない。〈親戚〉はAとaがある側面で連合関係があり、他の側面で連合関係がない微妙な位置にあること。またBとbでは連合関係がないことが示された。最後に〈同族〉は連合関係がないことが示された。

以上の事実は、〈家〉〈親戚〉〈同族〉の順に連合関係があること、すなわちこの順に意味の重なりが強いことを示している。つまり、日韓両国において〈家〉はかなり意味の重なる部分を持つ。それに対し、〈同族〉は重なるの少ないことを示している。意味領域のうち、どの部分が重なり、どの部分が重ならないかは、すでに個々の分析のところで取り上げたので、ここでは繰り返さない。

ところで本小論の第一の意図は、日韓両国の社会比較において、ある漢字用語を十分な検討なしに、比較のキータムとして使用することの危険性を示唆するところにあった。このことを敢て示唆しなければならないのは、日韓両国が共に同じ漢字を使用しているという特殊事情による。そして本小論の第二の意図は、筆者が今後の日韓の家族・親族を実証的に比較研究するための予備的作業としての位置づけである。その結果として、〈家〉〈親戚〉〈同族〉が両国においてどのような意味の重なりを持つかが示された。

ともあれ、この二つの意図は、ともに本格的な実証的研究をするための準備的段階のものである。そのため、本小論は比較のための一視点を提示する以上のものではない。

22) 連辞関係のない例をあげよう。〈家内〉は韓国語では日本語でいう「家」を意味する。それに対し日本語では「妻」を意味する。そのため韓国語での文脈の「家内は始祖を経て、未来の子孫につながる」という日本語文は連辞関係を成立させていない。